[**医師の同意について**](http://hashio-sekkotsuin.seesaa.net/article/10089491.html)

**整骨院での骨折・脱臼の施術には、医師の同意が必要になります。**

医師の同意とは、整骨院で骨折・脱臼の施術をすることを診察の上、**許可**してもらうということです。

**何故かというと…**

整骨院では、法律上怪我の診断が出来ません。(医師のみが出来る）
従って、骨折・脱臼に関してはお医者さんで診断・検査をして頂いた上での施術が原則となります。
もし、怪我をして整骨院に来院していただくと、まず怪我の状態を診せて頂きます。
そこで、骨折・脱臼の疑いがあった場合患部に応急処置（整復・固定など）を施し、医師に紹介状を書き診断をお願いします。
医師の診断により整骨院での施術が認められれば、当院で施術いたします。
また、骨折・脱臼後のリハビリも同じで、かかりつけの病院の先生に「整骨院でリハビリをしたい」と相談して頂き、許可が得られれば可能になります。

**お医者さんに許可してもらったら、次の4点を確認してください。**



|  |  |
| --- | --- |
| **病院名** |  |
| **医師の名前** |  |
| **許可をもらった日付** | 　　　年　　　　月　　　　日 |
| **症状名** |  |
|  |  |

例えば、「橈骨遠位部骨折」など…